

保護者の皆様

令和2年(2020年)5月29日

豊中市教育委員会

豊中市立桜井谷小学校
校長 北之防 純子

学校再開にあたっての新型コロナウイルス感染症予防について

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症に対して、豊中市立小中学校では、学校再開にあたって、感染予防対策を徹底してまいります。

つきましては、保護者の皆様におかれましても、下記のとおり、お子様の健康状態の把握ならびに感染症予防の指導について、ご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1 お子様の健康状態の把握について

○毎朝、検温するとともに、健康状態をご確認ください。

○健康観察カードに、体温や体調を記入のうえ、毎日、登校時に持参させてください。

2 お子様に体調不良（発熱・せき等のかぜ症状、味覚・臭覚の異常等）がある場合について

○出席停止とします。欠席扱いにはなりませんので、症状がなくなるまでご家庭で休養させてください。

○同居の方に症状がある場合も（お子様に症状がみられなくても）、同様です。

（＊学校保健安全法第19条の規定に基づく措置です。）

○お子様や同居の方に下記【A】～【C】のいずれかの症状がある場合は、すぐに、かかりつけ医または「豊中市帰国者・接触者相談センター」等にご相談ください。あわせて、学校へもご連絡ください。

【A】 息苦しさや強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある

【B】 基礎疾患がある方で発熱やせきなどの比較的軽いかぜ症状がある

【C】 上記以外の方で、発熱やせきなどの比較的軽いかぜ症状が続く

（症状が4日以上続く場合は、必ずご相談ください。また、症状には個人差がありますので、強い症状と思われる場合はすぐにご相談ください。）

○PCR検査を受けられた場合は、検査結果を学校へご連絡ください。

○以下の場合も出席停止とします。

- ・ お子様が感染した場合…（期間）専門医等が快癒を認める等、登校を許可されるまで
- ・ お子様が濃厚接触者と認定された場合…（期間）保健所に指示された期間
- ・ 同居の方が濃厚接触者と認定された場合…（期間）保健所に指示された期間

3 学校での感染予防対策について

次の点に注意しながら、学校での感染予防対策に取り組みます。

○健康観察等を行います。

○感染予防の正しい知識を身に付け、適切な行動ができるよう、流水・石けんによる手洗いの徹底、咳エチケット等の基本的な感染症対策に関する指導を行います。

○換気は、気候上可能な限り、常時2方向の窓を同時に開けて行います。